

デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務
- (2) 委託業務の内容
別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和5年3月10日まで
- (4) 契約金額の上限
2,541,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (1) 奈良県競争入札参加者資格名簿に次の登録区分で登録されている者であること。
ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
(中分類及び小分類)……Q3「映画制作」または Q5「広告・イベント業務」が
主業務
- (2) 過去5年間に、国、地方公共団体とこの企画提案に係る契約と同種類の契約又は県が同等と認める契約を締結し、これらを履行した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

4 応募手続き

本業務の企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書及び企画提案書を提出しなければならない。

(1) 企画提案参加表明書の提出

①提出書類

(イ) 企画提案参加表明書 (様式第3号)

※会社(団体)及び代表者の記名押印をすること。

(ロ) 契約履行実績報告書 (様式第4号)

過去5年間に、国、地方公共団体とこの企画提案に係る契約と同種類の契約又は県が同等と認める契約を締結し、これらを履行したことを、契約履行実績報告書により提出すること。

②提出期限

令和5年1月31日(火) 17時(必着)

後記11あて持参、郵送又はFAXにより提出すること。

(2) 企画提案書の提出

①提出書類及び部数

(イ) 企画提案書表紙

「様式第1号-1」会社(団体)及び代表者の記名押印をしたもの(正本) 1部

「様式第1号-2」会社(団体)及び代表者の記名押印を省略したもの(副本) 5部

(ロ) 企画提案書(任意様式) 6部

(ハ) 業務実施体制表(任意様式)

会社(団体)及び代表者の記名押印をしたもの(正本) 1部

会社(団体)及び代表者の記名押印を省略したもの(副本) 5部

(ニ) 工程表(任意様式)

会社(団体)及び代表者の記名押印をしたもの(正本) 1部

会社(団体)及び代表者の記名押印を省略したもの(副本) 5部

(ホ) 見積書(任意様式)

会社(団体)及び代表者の記名押印をしたもの(正本) 1部

会社(団体)及び代表者の記名押印を省略したもの(副本) 5部

※本企画提案の内容に関する全ての費用を算定・計上すること。

内訳書は一式計上ではなく、積み上げ方式とすること。

なお、「値引き」等金額を差し引くものは記載しないこと。

②綴じ方等

(イ) 上記①の(イ)を先頭とし、順に(ロ)から(ホ)までの書類を綴じ、6部を作成する。そのうち1部には、(イ)「様式第1号-1」、(ロ)、(ハ)から(ホ)までの正本を綴じること。

(ロ) 上記①の(イ)「様式第1号-1」及び(ハ)から(ホ)までの正本を除き、会社(団体)名の表記等は一切行わないこと。

※「提案者番号」は県で記載するので、空白のままとすること。

③提出期限

令和5年2月10日(金) 13時(必着)

後記11あて持参又は郵送により提出すること。郵送は配達したことが証明されるものに限る。

(3) 辞退届の提出

企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、後記11

へ電話連絡のうえ、令和5年2月10日（金）13時（必着）までに辞退届（任意様式）を持参、郵送又はFAXにより提出すること。

5 企画提案に係る留意事項

次の内容を、企画提案書に明記すること。※提案書の作成にあたっては仕様書を参照すること。本実施要領に添付したテーマ例は企画提案のために提示したもので、作成する動画のテーマ等はあらためて受託者に指示する。

① 基本コンセプト

- ・ 企画提案にあたっての基本的かつ統一的な考え方を提示すること。
- ・ 全体概要とテーマ別動画それぞれの企画意図を提示すること。

② 動画の構成

- ・ 【別添】テーマ例のうちから1つを選択し、動画の構成を提案すること。

③ 保有する資料映像素材

- ・ 目的・仕様に沿った動画を制作するために利用可能な資料映像素材の保有状況を提示すること。【別添】テーマ例ごとにどのような資料映像素材を用いることができるのかを例示すること（プロジェクトすべてについて資料映像素材を提示する必要はない。）

6 質問の受付

本業務に関する質問は、質問書（様式第2号）により、次のとおり受け付ける。ただし、他の企画提案者からの提案の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年1月26日（木）16時まで

(2) 提出方法

後記11あてFAXにより提出すること。FAX送信後は必ず電話にて受信の確認をすること。

(3) 回答

奈良県総務部デジタル戦略課ホームページに掲載する。
（掲載予定日 令和5年1月27日（金））

7 企画提案書の審査及び結果の公表

(1) 選定審査委員会の設置

「デジタルを活用した魅力的な動画コンテンツ制作業務委託業者選定審査委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、受託者を選定する。選定委員会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する
- ② その他プロポーザル方式の実施に必要な事務

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準及び配点により総合的に評価する。

① 企画力（30点）

- ・ 本業務の目的・仕様を正しく理解しているか、それを達成するための効果的な内容となっているか。
- ・ 全体概要及びテーマ別に作成する動画はそれぞれに効果的な企画意図が示されているか。
- ・ 奈良県広報としての品位を保つ内容となっているか。

② 動画の構成力（30点）

- ・ アイデアや表現力が豊富であり、幅広い年齢層に分かりやすく、訴求力のあ

- る内容となっているか。
- ・ インターネットでの動画閲覧を意識した効果的なものになっているか。
- ③ 資料映像素材の保有力（15点）
 - ・ 本業務を遂行するための資料映像素材の量・質は整っているか。
- ④ 業務実施能力（15点）
 - ・ 本業務を適正に履行しうる人員や体制を有しているか。
 - ・ 業務スケジュールが明確で実現可能であるか。
 - ・ 過去に本業務と種類をほぼ同じくする実績が豊富であるか。
- ⑤ 経費妥当性（10点）
 - ・ 業務にかかる見積金額とその内訳が妥当であるか。

（3）受託者の選定

審査は提出された企画提案書の書面で行い、プレゼンテーションの機会は設けない。企画提案内容を審査基準に基づき審査、評価し、評価項目ごとに点数化を行い、各委員の評価結果の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

ただし、上記7（2）①～⑤の合計点数が全委員について6割以上でなければならないこととする。

また、企画提案者が1者の場合は、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として選定することができる。

（4）審査結果の通知

審査結果は、令和5年2月中旬に、企画提案者全員に郵送により通知する予定。

（5）選定結果の公表

選定結果について、企画提案者ごとの評価点を閲覧により公表するものとする。ただし、企画提案者名については、最優秀提案者以外公表しない。

閲覧場所：下記11に同じ

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- （1）応募資格の無い者が提案したとき
- （2）所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- （3）企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき
- （4）企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- （5）提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- （6）見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積りをしたとき
- （7）提出書類の重大な記載不備等により、無効であると判断したとき

9 契約

- （1）前記7により選定された最優秀企画提案を提出した者を契約先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。
- （2）契約期間は、前記2の（3）のとおりとする。
- （3）契約に当たっての主な留意事項
 - 提案された企画提案内容をそのまま委託するものではなく、内容を変更する場合があること
- （4）契約金

①契約金額の上限は、前記2の(4)のとおりとする。

②契約金の支払は、全ての業務の履行確認後とする。

(5) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

10 その他留意事項

(1) 企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、奈良県情報公開条例(平成13年奈良県条例第38号)に基づき開示する場合がある。

(4) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。

(5) 契約先候補者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本業務に係る契約を締結しないものとする。また、契約締結後、契約の相手方が次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。(契約解除した場合、損害賠償義務が生じる。)

(要件)

①役員等が暴力団員であるとき

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

③役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき

⑤③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑥県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき

⑦下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき

⑧県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき

11 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30 (奈良県庁情報管理棟1階)

奈良県総務部 デジタル戦略課

電話番号 0742-27-8450 (直通)

FAX番号 0742-23-4196